

令和7年2月1日策定

公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年2月1日から令和10年3月31日まで

2 内容

目標1：年次有給休暇の積極的な取得を促進し、年次有給休暇の付与日数（
繰り越し日数を除く）に対する取得率を全体平均75%以上とする。
また、年次有給休暇の連続取得を促進する。

<対策>

令和7年2月～ 年次有給休暇の取得促進に関し、職員（特に管理職）の
意識改革に努める。

令和7年4月～ 事業団内の各種会議を活用し、積極的に年次有給休暇の
取得を促進する。

令和7年度～ 衛生委員会において年次有給休暇取得推進期間を検討し
て設定し、積極的な取得と連続取得を働きかける。

令和9年2月～ 2年間の取組を検証・評価し、必要に応じて更なる取組
を検討・実施する。

目標2：育児等のための諸制度をわかりやすく周知する。

<対策>

令和7年2月～ 事業団の育児・介護のための制度を中心にわかりやすく
まとめて共有フォルダ内に格納し、その旨を周知する。
また、制度改正の都度、速やかに修正し、最新の状態を
保つ。

令和7年度～ 毎年度、常時雇用者全員を対象とする研修会を開催し周
知を図る。

令和7年2月1日策定

公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともが活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年2月1日から令和10年3月31日まで

2 内容

目標1：年次有給休暇の積極的な取得を促進し、年次有給休暇の付与日数（繰り越し日数を除く）に対する取得率を全体平均75%以上とする。また、年次有給休暇の連続取得を促進する。

<対策>

令和7年2月～ 年次有給休暇の取得促進に関し、職員（特に管理職）の意識改革に努める。

令和7年4月～ 事業団内の各種会議を活用し、積極的に年次有給休暇の取得を促進する。

令和7年度～ 衛生委員会において年次有給休暇取得推進期間を検討して設定し、積極的な取得と連続取得を働きかける。

令和9年2月～ 2年間の取組を検証・評価し、必要に応じて更なる取組を検討・実施する。

目標2：所属ごとのノー残業デー（毎週1日）に加え、事業団全体の一斉ノー残業デー（毎月1日）を設定して風土を醸成し、着実に定時退庁率の向上を図る。

<対策>

令和7年3月 所属ごとのノー残業デー（週1回）に加え、衛生委員会において事業団全体で取り組む一斉ノー残業デー（月1回）を検討して設定し、周知する。

令和7年4月～ 一斉ノー残業デーを実施する。

令和8年度～ 衛生委員会においてノー残業デー推進のための取組を検討し、実施する。また、経営会議において、各所属からノー残業デーの実施状況を報告することにし、徹底を図る。

令和9年2月～ 2年間の取組を検証・評価し、必要に応じて更なる取組を検討・実施する。

令和6年10～12月の定時退庁率

全体	84.2%
----	-------